

第四十三回国
参議院文教委員会會議録第十一号

(二〇九)

昭和三十三年三月十九日(火曜日)
午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 北畠 教真君
理事 二木 謙吾君
吉江 勝保君

委員

久保 勘一君
笹森 順造君
中山 福蔵君
森田 タマ君
小林 武君
成瀬 幡治君
米田 敷君
高山 恒雄君
小林 武君
成瀬 幡治君
米田 敷君
荒木萬壽夫君
田中 啓一君
蒲生 芳郎君
小林 行雄君
杉江 清君
工藤 英司君
安養寺重夫君

政府委員

文部大臣

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省大学

文部省管理局長

事務局側

常任委員

文部省大学学術

局長

第六部 文教委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十九日【参議院】

本日の會議に付した案件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(小林武君外四名發議)

○私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(成瀬幡治君外四名發議)

○委員長(北畠教真君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

これより教育職員免許法の一部を改正する法律案(参第一三三)を議題といたします。

本法務案についてはすでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑の御ありの方は御発言願います。

○二木謙吾君 教職員の免許法は一般的には非常に複雑で難解なものと聞いていますのでありますが、現在の免許法の全体についてどのようにお考えになつておられるか、提案者並びに文部省でもよろしうございしますが、ひとつお尋ねをいたします。

○小林武君 確かに今御質問のように難解であつて整理を要するようにも思ふのです。ただ、提案の趣旨は、現行の免許法を認めた上に立つて、その中に改正をしないという教職員に非常な不利を与える点だけを指摘しているのではありません。ただ私の提案いたしました問題からいへば、この点はどうも改正しないほうがいいと思ふのは、特殊盲聾の場合、養護の場合にはやはり

免許状は二つあつたほうがいい。二つというのは基礎の免許状——普通免許状と特殊免許状との二本立てのほうで、やはり特殊教育の場合には必要ではないかというところは感じております。

○二木謙吾君 免許で小学校の臨時の免許状がありますね。それから盲学校の臨時の免許状がある。そうして年数さえたてば小学校の二級の免許状が得られるし、また盲学校の二級の免許状が得られるという段階についてひとつ説明をしてもらいたいと思ふのです。それからまた小学校の一級免許状を得る。それから盲聾学校の一級免許状を得る。その過程がどういふふうになつてゐるか、それを説明していただきたい。

○小林武君 これは詳細については文部省からでもひとつ御答弁いただきたいのですが、私の今出している法案のあれは、第六條の教育職員検定に関する問題で、それでこれは別表三の問題です。この別表三のところに、臨時免許状から小学校の教諭の二級免許状をもらうためには、六年の経験年数と四十五単位を持つていなければいけません。二級から一級になる場合は、そこに第三欄のところに、「第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること」を必要とする最低年数「二」の中にカッコ書きがあつて、「二」級普通免許状の

授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各級の教員を含む。」と書いてあるものですから、盲聾の場合には、二級をとる場合にはいけれども、二級から一級をとる場合には、盲聾学校にいたのではとれないということになる。これはどうも少しほかの、ある場合はいのに盲聾学校だけにそういう不便を与えて、もし二級から一級をもらふという場合には、よそへ転出して——よそというのは、小学校とか、中学校とか、高校の場合には高校に移つてやらなければならぬということになりますから、これはやはり非常に苦勞している教員に対して、逆に片手落ちの処置であると思ふ。だからこれを削つてもらいたいわけですが。

○二木謙吾君 盲学校、聾学校及び養護学校の教員はその資格の要件として、今これらの学校の教員としてそれぞれいふ特殊免許状のほかに、幼稚園から高等部までの各部に相当する学校教員としてのいふゆる基礎免許状を有しなければならぬ。今のお話みたい。二重免許状の制度とは今言われたそれを指すのですか。

○小林武君 そうです。そして、それは先ほど申し上げましたように必要だと思ふのです。元来、盲でも聾でも子供自身から言へば小学校、中学校、高校等が受けられるわけですから、それを教えるのです。ただし、盲とか、聾とか、養護のそういう特殊な児童生徒をやるものですから、それに対する専門的な知識を持つてゐる免許状も必要だということから、普通の小学校や中学校に勤める。これはやはり現行法の行き方というのは、私は正しいと思つてゐるんです。それをかれこれ言うのではなくて、差別的なあれがないほうがよろしい。二級から一級へいく場合だけがある程度。

○二木謙吾君 現在これらの盲学校、聾学校あるいは養護学校の教員の養成は、大体どういふふうになつてゐるのですか。

○小林武君 これは養成の大学があるわけですが、たしか大学の数は東京教育大学とか。それで盲学校の場合は東京教育大学、東京教育大学、それから広島大学、東京教育大学、東京教育大学、東京教育大学、それから金沢大学、大阪教育大学、それから金沢大学、大阪教育大学、広島大学、愛媛大学、福岡大学。養護の場合は、北海道大学、北海道大学、京都大学、京都大学、京都大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、熊本大学、日本社会事業大学と、こうあるんです。

ちよつとここでつけ加えて申し上げますと、はっきりした数は文部省から聞いていただければいいのですが、いわゆる半分くらいは基礎になる免許状ではなくて、特殊免許状、盲学校教員免許状、聾学校教員免許状、いふゆる免許法第四條の五、六、七に当たる免許状については、持たないものが半分くらいいるのじゃないかと言われるのです。というのは、養成期間がこういう

ふうに延びましたけれども、それに十分当たらなければならぬためか、普通の学芸大学を出た者がその免許状を持たないで持っている者がやはり相当あるらしい。だからそれらの人も早くいわゆる特殊免許状をとっていただくなければならぬのもありますし、それから今法律を改正するためのような、二級の者は一級になりたい。そういう場合も必要だ。

○二木謙吾君 今お話のあった学校の修業年限はどのくらいですか。

○説明員(安養寺重夫君) ただいまのお話の各特殊学校の教員養成の課程でございますが、盲学校の教員養成の課程は東北大学、広島大学、東京教育大学でやっているわけでして、いずれも修業年限四年の正規のコースでございます。ただ、東京教育大学は一年もしくは二年の特定の教科担当の教員のための別個のコースも持っております。

次に、聾学校の教員養成の課程でございますが、これは東京学芸大学、広島大学、東京教育大学で行なっております。いずれも四年の正規のコースでございます。このほかに、東京教育大学では、盲学校と同じように、一年または二年の特殊のコースも併置しております。そのほか、聾学校の教員養成の全体の需給関係を勘案いたしまして、現在、臨時に東北大学、金沢大学、大阪学芸大学、愛媛大学、福岡学芸大学に二年のコースの特別の教員養成の授業を委嘱をしております。最後に、養護学校の教員養成の点につきまして、現在、北海道学芸大学、東京学芸大学、静岡大学、広島大学、京都学芸大学、大阪学芸大学、熊本大学、東京

教育大学というところで授業をいたしております。ただ京都、大阪、熊本にございます三大学は、三十八年度において設置をする予定になっておるわけでございますが、いずれもこれらは四年の正規のコースとして設けておるわけでございます。と同時に、現在、養護学校の普及の程度とにらみ合わせまして、やはり臨時の養成の制度をあわせ行なう必要があるというような考えから、北海道学芸大学、東京学芸大学、京都学芸大学、広島大学、熊本大学の関係におきまして、一年もしくは半年のコースでやはり臨時の養成というやうなことをやっていただいております。というやうな事情でございます。

○二木謙吾君 今お話しのとおり、修業年限が四年の二年の一年あるいは短期間は半力年の養成期間があるやうですが、これらの卒業生の免許はどういうふうになっておるんですか。

○説明員(安養寺重夫君) 四年の正規の課程はこれは普通の学部、学科の入学者と全く同じやうな条件でございます。特別のコースに入りましたものは、それぞれの当該学校の教員の免許状を取得するやうな教育をするわけでございます。したがって、これは先ほど小林委員から御説明ございましたやうに、二枚の免許状を持つというやうなことの養成をやっておるわけでございます。そのほかに短期の養成のコースあるいは臨時に短期の間において養成をするコースがございますが、これらは大別いたしまして、大学に入学資格を持つものを入れまして、二年から二年のうちに下位の教員の普通免許状取得のための教育をする。一級でなしに二級の免許状取得を

させるというやうな教育をするということでございますし、今一つは、現職教員のために盲学校なりそれぞれの関係の学校の教員の免許状取得のための門を開放するやうな制度でございます。

○二木謙吾君 これらの学校の教職員の需給関係の状況はどういうふうになっておりますか。

○小林武君 それは文部省で答えて下さい。

○説明員(安養寺重夫君) 全体的に現在の盲学校、聾学校、養護学校の設置及び将来のその設置の見通しの問題と関連いたすわけでございますが、現在やっておりますところは盲学校、聾学校においては、一應臨時のコースを併置するやうなことをもってまかなえるのではないかとやうに考えております。問題は養護学校でございます。今後、特殊教育の振興ということで、この方面にぜひとも関係者を力を入れておるわけでございますが、そのためにどうしてもこの関係の正規の資格を持った教員を養成する必要があるというところでございます。文部省といたしましては、先ほど北海道学芸大学と、さらに現在ございますほか、来年度は三大学に正規のコースを置くやうな予算を御審議いただいております。こういうことも含めまして、さらに将来こういった正規のコースを各大学に増設をしたいという工合に考えておるわけでございます。特に養護学校の教員の免許状を取得いたします教育は、特殊学級をふやします場合の教員の養成ということに

関連をいたすわけでございまして、できれば国立大学の可能な範囲にたく

さんの大学に養護学校教員養成の課程というものを置きたいという終極な目標を立てておるわけでございます。

○二木謙吾君 今お話がありましたのですが、文部省としては、これらの特殊教育に携わる教員の養成について年次の計画があればひとつ承りたいと思います。

○説明員(安養寺重夫君) 盲学校、聾学校につきましては、現状で一応足りておるのではないかとやうな工合に考えております。養護学校及び普通学校に設けられます特殊学級の教員の養成のためにできればこの数年間のうちに、国立大学にはそういった関係のコースを、しかるべき定員を設定いたすことによつて経営をしたいというやうな考え方をしております。

○二木謙吾君 この提案理由の説明書の中に、盲あるいは聾、あるいは養護学校の教職員に対して、その身分、待遇について格別の考慮が払われておる、こういうことが書いてございまして、格別の考慮とはどういうことですか。

○小林武君 給与額の調整額が八割ついておりますやうな、待遇としてはよくなっております。

○二木謙吾君 八割何がついておるといふ、それ以外に何かありますか。

○小林武君 特にそれ以外にはないです。

○二木謙吾君 現在、盲、それから聾、養護の各学校で、それぞれの特免状を持たないで、基礎免許だけで教職についておる者の数がどれくらいあるか、またそれが有資格者とこの比率はどのくらいになっておりますか。

○小林武君 先ほどちょっと申し上げ

ましたが、その正確な数字はつかんでおりません。ただあの特殊免許状を持っていないのは半分くらいではないか、持っていない者ですね。それからなおその有資格者その他のあれについては、文部省から答えたいだいたはうが正確ではないかと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) 正確な数字が三十七年六月一日現在でございまして、盲学校の本教諭の数は一千九百五十二名でございます。聾学校では三千二百三十一名、養護学校では八百三十四名でございます。このほかに助教諭あるいは常勤講師、養護教諭等を含めまして、盲学校では二千七百七十六名、聾学校では三千六百二十七名、養護学校では九百八十八名となっております。これは本務教員の総数でございます。そして、そのうち免許状を持しませんでこれらの学校の授業を担当する教諭になっておるとやうなものは、実は今のところここに持ち合わせておりませんので、正確な数字は申し上げられません。

○二木謙吾君 現在、盲それから聾、養護学校の教員で二級免許状を持っております者の数はどのくらいですか。

○小林武君 これについて養護学校のほうは、私としては詳細な調査ができておらないわけですが、それから聾学校のほうでは、まあ先ほど文部省から数字が発表になりましたが、若干違ひますけれども、三千三百四十八名、教諭、助教諭ですね。そのうちすでに二級免許状を取得しておる者が九割、二百九十五名、それから小学校二級免許状を持っておる者が一千四百五十九名、中学校二級免許が一千三百八十五名、高校二級免許が一千二名、幼稚園の二級が百

九十二名、これは重複分も含めておるわけですが、それから二級免許を持つておるものが九一名ぐらゐるのではないかと、弊の場合ですね。だからこの法案では一級をもちょうやうな手当を請じたらどうか、こういうわけですが、それから百のはうは、これは全校の調査ではなくて、抽出調査で七十三校中五十校、一千九百十名中どういふことになつてゐるかという、小学校の二級免許を持つておる者が三百三十八、中学校二級免許が三百六十二、高等学校の二級免許が二百七十六、幼稚園が三十七、こういう状況です。だから大体重複分を含めて一級免許が十一、重複分を含めて二級免許が六五名ぐらゐるのではないかと、これは全部でなくて抽出して大體調査したものです。そういうあれで御理解いただきたいと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) 現在、盲学校では、先ほど申し上げました三十七年六月一日現在の実員に対しての内訳となりませんが、一級免許状を持つておる者が四百九十三名、二級免許状を有する者五百九十三名、臨時の免許状——助教諭の免許状を持つて者が四十名、このほかに特殊教科の免許状を持つておる者、要するに理療、音楽、この者が五百八十五名ございます。盲学校では一級免許を持ちます者が八百四十五名、二級免許を持ちます者が千二百八十六名、臨時免許を有する助教諭が八十五名、そのほか特殊教科といひまして理療と特殊技芸の免許状を持ちます者の数が百四十二名ということになつております。養護学校におきましては、一級免許状を持ちます者が四十五名、二級免許状を持ちます者が百七十九名、臨時免許状を持ちます者が二

十一名、かような実態のようでございます。○小林武君 それは小中高分けしないで全部ですか。○説明員(安養寺重夫君) 全部です。○二木謙吾君 二級免許状を持つておる者と一級免許状を持つておる者との差がありまして、待遇上あるいは身分上での差があると思ひます。○小林武君 特段ないです。二級と一級でいいですか。○二木謙吾君 いや、私がたとえば二級免許状を持つておるとする場合は、待て、それからあなたが一級免許状を持つておる、こういうことについて、待遇上、給料とかあるいは身分上の差がありますかと、こういうことな

○小林武君 別段ないようです。○二木謙吾君 別段ない。——年数さういふことで理解していいですか。○小林武君 そうです。○二木謙吾君 法案にある「別表第三の所要資格の項第三欄中」の「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、」を削ることにしようという結果になるか、ひとつ具体的に……

○小林武君 これを削れば盲学校にいうが、養護学校にいうが、二級免許状から一級免許状をやるのには五年の在職年数でもって、それから四十五単位があれば一級になれるということになつておられます。ところがこれが削られないと、どこか小学校か中学校へ移つていって、盲や養護、養護から移つていかないうちと二級から一級になれないということになるのです。

盲学校に勤めておつたのでは、それはこれに該当しないことになるわけですが、だからこのカッコの中を取つてくれども、全部取つたらだめですけれども、盲、養護という学校のあれを取つてくれども、養護学校にいても盲学校にいても、ほかの学校のあれのように五年と四十五単位さえあれば一級になれる、こういうわけですが。○二木謙吾君 次に御尋ねいたしますが、免許法別表第三に規定する単位取得方法についてお話しを願ひたいと思ひます。

○小林武君 単位は、大学とか、あるいは文部省の主催したそういう講習とか、あるいは通修教育でもいいでしょう、そういうもので単位を取ることになる。それは別表第一のあとについている備考のあれによつて、一単位については時間数の差異があるんです。イロハに分かれておまして、十五時間の場合、三十時間の場合、四十五時間の場合、それぞれありますけれども、それはそういう単位を取つて——この単位を取らないと、年数だけあつてもどうにもならぬということになるわけです。

○二木謙吾君 現行の二級普通免許状の授与を受ける場合と同様に、一級免許状の授与を受ける場合にも、盲養学校等の在職年数の通算を認める必要があるというのが改正理由になつてゐるのであります。このように改正することによつて免許法の目的に掲げられておるはその向上をはかることといふことについて矛盾はないでしょうか。○小林武君 矛盾がなくならないか、逆

にはそれが許されてゐるんですから。それは盲学校の経験年数だけが計算のうちに入らないということですね、在職年数が計算のうちに入らないといふことは、これは矛盾だと思ふんですが、よ。だからこれをとることによつてかえつてすつきり——かえつてすつきりするんではなくて合理的になる。このことについては文部省の意見も、多少この前の改正のときにあるようだけれども、これはやはり二本立ての場合には特にこの改正がやはり合理的に運用されるようになると思ふのです。でありますから、これについてはやはり各県においていろいろな意見があるらしいですけれども、大体その態度としては、法はともかくとして、認めなければならぬと思ふような県のほうが多いんですね。認めるのがほんとうじゃないかと云つてゐるのが多いんです。この法があるからなかなか認められないのですけれどもね。ちよつと私が見ましたところでは、十県ぐらゐはやっぱり認めるのが妥当じゃないかといふ意見を持つておるようです。それから法どおりでやるというやうなことを言つてゐるのが二県ぐらゐ、あとその他のところは研究してみたいというやうなところで、そういうところを見る

と大体これには無理があるんじゃないかと一級にしようと思つてゐるやうに思ふんです。○二木謙吾君 大体のあなたのほうでは各県の状況といふのを調査された……

○小林武君 ちよつと当たつてみたんです。○二木謙吾君 小学校の教諭で、二級普通免許状から一級普通免許状にいく

場合には必要なる在職年数及び履修科目が小学校教員の資質向上に直接役立つ、その小学校教員としての在職年数及びその小学校関係の科目を定められておるの、教員の専門性を確立すると、こういうことに私はあるかのように思ふが、今あなたが説明になつたようにすると、小学校教員としての専門性の確立を期するといふ点において一つ矛盾がありやせぬかと思ふ。その点をひとつ。

○小林武君 先ほど私が申し上げましたように、専門性の問題になると、やはり免許状の二本立てが私は妥当だと言つた。妥当だと言つたのは、やはり盲学校、養護学校、養護学校の専門性を重んずる意味で言つたわけですが、ただし、盲学校、養護学校とはいひながら、小学校、中学校、高校、こうなつてゐるんですから、その中で教育するのですけれども、ただ盲学校、養護学校といふのは特殊な教育対象、児童生徒を持つてやるものですか、それには専門性をもって、二重免許状で二本立てにするのであります。やはり小学校教育の中には、免許状を取る場合には二級から二級になる、二級から一級になるというふうな、普通免許状が二級と一級とある場合においては、これはやはりその道は盲学校において、も盲学校においても同じだと思ひます。盲学校の小学部の中にいたつて、それから普通の目の見える子供の何人も異常のない小学校にいたつて、この点は教える教師は同じだと思ひます。中学校に行つても同様だと思ひます。耳の聞こえないといふ条件だけで、中学校の教育をやつておるといふことには

間違いないわけですね。ですから当然中学校の免許状が要求されます、中学校の教師としての。そのほかに、耳が聞こえない子供をやるためにはどういふ点、それは免許状に書いてありますから、そういう専門的な知識を持っていなければならない。だからこの二本立てでいく限りは、この制約を解いてやったほうが妥当だと思ひますがね。つまりよそに行かなければ、盲学校にいたのでは、二級から一級になれぬというのでは、同じ小学校教育、中学校教育、高等学校教育の教育をやっていたって不合理だと思ひます。その点では、御質問で御心配になつておつたところを逆に解消の意味で、しかも専門性を傷つけないという事は逆にならないように思ひます。逆の専門性が生きてくるように思ひますがね。

○二木謙吾君 現行の通算規定は、昭和三十六年六月の免許法の改正で設けられたのでありますが、これは今私が申し上げましたように、これは教員の専門性を確立しよう、こういう意図のもとに出たと私は考へております。また現に教員養成機関は、年々文部省においても整備充実をされ、また地方もそういう趣旨に沿つてやつておる中で、先に申し上げました、盲聾、養護学校等の教員養成機関も着々地に着いて充実しつつある矢先に、こういう改正をするという事について、まあ私もちよつと懸念を持つのであります。

にそうではなくて、小学校教育、中学校教育、高等学校教育というのは同じじゃないか。盲でも聾でも、目が見えませんが、耳が聞こえないが、結局これは同じではないか。小学校教育、中学校教育には間違いない。そうすれば、これに對する小学校の免許状の取得は、目が見えない子供を教へてゐるからといって差別を受けるのは妥当じゃないのじゃないか。そのかわりそういう特殊の子供を扱つてゐるというところから、免許状は二重性のほうがいいのじゃないかということになります。だから御心配の点は、やはりかえつて逆に解消される。それからもう一つは、やはり実際これは扱つていて、先ほど申し上げましたが、各県においてやはり教育委員会等が実際扱つてゐる、盲学校に行つたら、盲学校にゐる小学校の先生は、特殊な、何か二級から一級になるときに障害があるのだというふうなことになる。ところが悪い。というのは、やはりこれはどうも原でも数多くの県がそうなつてゐるから、これはもう逆にこちらで踏み切つていただくほうがよくはないか。文部省がその当時、三十五年か六年、三十六年ですか、改訂のときに、その点についていろいろ議論があつて、多少検討してみろという御意向もあつたように速記録等何か見たような気がするのですがね。だから、こちらでやはり特に苦しい盲学校、聾学校というふうな教育に携わつてゐる教師に、まあたくさん先生のなかから、数えればおぼつかないけれども、やはり安心を与えてやるというふうな、励みを与えてやるというふうな角度から、これについてはひとつこの制限を解除して

ていただきたいというのが、この法律の念願なんですけれどもね。

○二木謙吾君 今あなたの提案されてゐるうちに、この改正をやる、現在のどのくらい恩恵を受けるか、将来は改正の年数がたてばだんだんたくさんふえるが、今、現在において、どのくらいの数の教員が恩恵にあずかるのか。

○小林武君 それはさつきちよつと申し上げましたが、文部省とわれわれとの間にちよつと数字が違ふのです。文部省のほうには広範な調査機関でもつてやつたのだと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、私の調べたところではダブつてゐるのです。これは一人の教員が中学校と高校の免許状を持つてゐるというのがありますから、小学校で二級免許を持つてゐるのが聾学校では千四百五十九名あるとすれば、小学校の二級免許を持つてゐる者が皆一級になりたうとすれば千四百五十九名あるわけですよ。それから中学校で二級免許を持つてゐるのが千三百八十五名、それから高等学校が千二百名、それから幼稚園の二級免許が百九十二名、聾の場合においては、少なくとも重複分を含めてゐるけれども、全体の数の九一〇くらいは二級免許を持つた者ではないか。だからこれだけの者がたいへん恩恵を受ける。それから盲、先ほどは聾でしたが、今度は盲のほうも抽出調査でありますけれども、これも半数以上の六五〇くらいは二級免許を持つてゐるのじゃないか。だから六五〇くらいの方がやはりこれによつて非常に、何というか、一級免許をとるということについて非常に希望を持てるといふことになると思ひますね。そ

れから養護のほうは、さつき言つたように、実は調査ができなかつたわけがあります。

○二木謙吾君 私は、何といつても教育は教員の資質の向上ということ、これが一番大きな問題だ。もとより教職員の人格も非常に大事でございまして、それについてはさきに申したように、やはりおのおのの専門があるわけですね。これをやつたために専門性の確立ということに支障を来たしはせぬか、いわば学力が低下するようなことはありはしないか、それは資質の向上に支障を来たしはせぬかということ懸念するわけですよ。

○小林武君 資質のこと、逆に上級免許を取得するということのために、先ほど言つたように通信教育を受けるとか、大学で勉強するとか、文部省の設けられたいろいろな研修機関でやるとかいふことになるという、四十五単位要るわけですよ。一単位の時間というのは、先ほど申し上げたような教科によつて、いろいろな科外の時間を見ますと、そうすると、これは非常に勉強しなければならぬわけですね。四十五単位とあるということになる。だから、私は資質の向上という面からいふと大体御賛成いただける、勉強しなければならぬということになりますから、ただ、その場合に、経験年数が邪魔してゐるという問題になるわけですが、この在職年数のことだけで、ただ年限が来たかどうかという問題じゃないのですよ。だけれども、やらなければならぬものですか、それでは資質の向上の問題は御理解いただける。それから専門の問題は、やはり先ほどから言つてゐるように、

そのために二重免許状になつてゐるわけですから、小学校はもう目が見えなくても耳が聞こえなくても小学校は小学校なんですから、だから、この点は、やはり片方一つ一つの免許状が必要だ、専門性は片方でやつぱり別に免許状で専門性をやつてゐる、こういうふうな安定させると、逆にあつて何と言ひますか、ここで献身的にやるといふ人が逆にふえるのじゃないかと思うのです。逆に免許状を上級のやつをとるためによそへ移つていくということになりますと、そうすると、盲学校から行かなくなるといふのですから、よそへ行くということになると、逆にそこに落ち着いてやるといふ心配があるのです。

○二木謙吾君 私の質疑はききようはこれで終わることにいたしておきます。

○吉江勝保君 関連して一つ、二つお聞きしたいと思ひます。

最初この提案理由の説明がありました。この提案理由の説明ですね。今、二木君からも質問がありました。この提案理由の二ページのしまいのほうです。一ページの終りのところに、先ほど質問があつたようですが、この特殊教育に従事しておる教職員に對しては、さればこそ、身分待遇について格別の考慮が云々と、こういうふうに説明されておつたので、先ほど質問があつたのですが、ここでこの説明理由でお書きになつてゐるのは、こういうふうなことが行なわれてゐるのは当然だ、という意味ではなかつたのですか。

○小林武君 当然というのは待遇を受けてゐることが……。

○吉江勝保君　そういうことを身分、待遇等について格別の考慮が払われることもまた当然であると信ずるのであります。『こういふように書いてあるのは、現在行なわれておるのは当然だ』という意味だったのですか、そうじゃなかったのですか。

○小林武君　どういふことですか。

○吉江勝保君　というのは、もう少し言う、現在、『さればこそ、これらの学校の教職員に対して、その身分、待遇等について格別の考慮が払われることもまた当然であると信ずるのであります』と、これは、現在払われておるのは、『これは当然だ』というように説明されたんじゃないのですか。

○小林武君　まあしかし、もう少し待遇をよくしてもええじゃないかというところもそれはあると思ひますね。

○吉江勝保君　もう一ぺん聞きますが、この説明されたときに、この二つの大きな使命をになつてゐるので、それでこれらの学校で特別な、格別の考慮が払われて現在おるといふことは、これは当然なことだといふ現状を言われたのか。そうでなくて、将来こうあるべきだといふことをおっしゃつておられるかといふことを聞いておるのです。

○小林武君　現在あることもこれはまあ当然で、だれも当然に認めてくれてゐるということでありませぬ。さらに将来もつとやはり言や響に動いてゐる者について、それは具体的に何といふいろいろ考慮を払われるといふことも含まれてゐると思ひます。

○吉江勝保君　そこで、ここで言われたのは、現状を認められたのか、その将来のことについて言われたのかといふことを先に聞きかけたが、それは両方だといふように今お答えがあつたのです。もし現状を認めておられるなら、この『身分、待遇等』といふのは、どういふ点に特別な考慮を認めておるといふ具体的な説明が聞きしたかつたのですか。

○小林武君　給与調整額八〇％といふことで、特殊な教育に携わつてゐるといふことから、やはりほかの学校の教員よりか、何といふのですか、責任の度合いとかいろいろなそういう問題で、まあ容易じゃないだらうからといふわけで特別な待遇が払われてゐる。しかし、私は将来こうしてもらいたいといふことじゃないのですけれども、こういう教育に携わつて非常に苦勞している教員に対しては、やはり将来何らかのあれがあつていいのではないかと入つてゐるといふことは、その中に多少入つてゐるといふことは、それでもないとは言われたいです。それで満足したといふ気持ちではありませぬけれども、だからそういうことを言つたのです。

○吉江勝保君　現状ではこの調整額の問題、この調整額だと大体待遇といふのが、まあそれじゃ将来の期待といふことであれば、今少しお話をあつたようですが、身分とか待遇、待遇は調整額あるいは引き上げといふような問題が起るかもしれないが、『身分』とか『待遇等』と書いておられるものについて何らか考へておられるか、希望があるかといふことですね。それを実はお聞きしたかつたのですか。

○吉江勝保君　ああそうですか。それじゃその次、この法律提案理由の二枚目のまん中ごろですが、『従来制限を受けてゐなかつた一級普通免許状の取得のための在職年数は、盲、聾、養護の各学校における在職年数を通算しないことになりました。これは事実を言つておられるのですが、こういう通算しないことになつた理由といふものはどういふ理由でなつたのか、その点御説明をお願いしたいのです。

○小林武君　この制限を受けるようになった理由ですか。

○吉江勝保君　そうです。

○小林武君　制限を受けるようになった理由ですね。

○吉江勝保君　ええ。

○小林武君　これは私の立場から言へばやつぱり手廻りではないかと、こういうふうな判断してゐるのです。これは当然制限を受けるべき筋合ひでないものを、まあこういうことになつた。これは何か見落しのようなものがあるのじゃないか。しかしまあ文部省の説明を聞いてみると、専門性といふことを非常に強調されておるようでありまして、こつちは理解がいかない。むしろこの点は初め専門性のことを非常に考慮に入れておられてゐるにしても、運営してみると、これはやはりいろいろな手廻りのほうが多いのじゃないかと、こういうふうな判断しております。

○吉江勝保君　それじゃこの点、改正のときに説明をしました、提案しました文部当局のほうから、どういふ理由で通算しないことにしたのか、その説明をお聞かせ願ひます。

○説明員(安養寺重夫君)　教育職員の免許制度におきましては、大学を卒業して所要の資格を付与するといふのが原則でございます。ただそれと同時に、一たん教職に従事いたしましたも、さらに上級の資格を取得するといふような機会を大いに設けて、それぞれ所定の条件を満たした上は上級の資格を付与したといふような制度も同時に進んでゐるわけでございまして、在来、ただいま問題の点につきましては、小学校を例にとりました場合、小学校の助教諭とか教諭の二級の免許状を取得する。さらにまた二級の教諭が一級の教諭の資格を取得するといふ、一級の場合におきまして、盲学校、聾学校、養護学校の各相当の部、小学校の教諭の経験年数といふものを通算することを認めて参つたわけでございまして。しかしながら、次第に教員養成の計画も進歩をいたしまして、教員の資質向上といふものの全般に対する要求の程度が高まつてきたといふような状態を合せ考へまして、助教諭から二級の教諭の免許状を取得するといふ場合には、在職年数を在来どおり通算することを認めることといたしました。二級の教諭から一級の資格に進む場合には、在職年数は通算しないといふようにいたしました。この理由は二つございまして、一つは、お話しに出ておりますように、それぞれの学校種別の免許制度といふものを原則としてとりまします。限りは、小学校の教員として在職し、必要な取得単位を取得するといふ考え方は、むしろ在職年数といふものをもつて必要な取得単位数といふものの一部を置きかえる、経験を高く評価しようといふような要素からいたしておりますわけでございます。したがつて、

一級といふ最高の資格を取得する場合には、専門性といふものを主張します限りでは、他の異種の学校教職経験といふものは通算しないほうがいいのではなからうかといふ点でありまして、いま一つは、この逆の場合がございまして、特殊学校の教員の一級の免許状を取得するといふ場合にも、在来から一級の免許状を取得する場合に、小学校なり中学校なり高等学校、幼稚園の経験年数といふものは通算をいたさないといふ制度で参つておつたわけでございまして、それとの権衡と申しますか、考え方といふものをやはり調和をとるといふような考え方から、やはりこの際二級の場合にのみ限定をすべきではないかといふようなことになつたわけでございまして。以上が大体三十八年の法律改正の場合のわれわれの考え方でございます。

○吉江勝保君　ただいま二つ理由をあげておられるのですが、その第一のほうは今論議されておつたのですが、第二の特殊学校の一級免許状のときの在職年数の通算といふことについては、幅広く議論者のほうでは考へておられるのですか、この点は。

○小林武君　第二のほうはそれでよろしいのですがね、現状でよろしいのです。

○吉江勝保君　これは触れなくて、一の点だけを改正しようといふわけですね。

○小林武君　そうです。

○吉江勝保君　その点については一応承つておきます。それからいま三ページの中ごろ、この特殊教育を普通教育よりも教育経験を「さらに高く評価され

てこそ至当でありまして、これをむしろ低いものとしてみなした差別的取り扱いに根本から「云々と、こういうように書かれておりますが、これも見方でありまして、こういう扱いをしてきた文部省に対してこれはお聞きしますが、文部省は特殊教育に従事しておる教員の教育経験というものを低いというように何か見て、そして両者の差別的な扱いをするというような考え方がそういう結果をもたらすようになっておることをお認めなんでしょうか。これは文部省のほうから言えば、こういうような低い見方をしており、あるいはその両者に差別的な扱いをするというようなそういう考え方があるのか、あるいは考え方はなくともそういう結果になっておるということをお認めになるだろうか、こういう点です。

○説明員(安養寺重夫君) きわめて抽象的でございますが、小学校の教員としての資格、中学校の教員としての資格、それぞれ専門的な勉強をした者に与えられる。また一たん現職につきました上必要な在職年と同時に、単位をとるということによる上進の方途におきまして、全く考え方は同じでございます。したがって、それぞれ職種の専門性というものを考えておるわけでございます。小学校、中学校、他種との関係については、特にそれがどうこうというようなことは考えていないわけでございます。

○吉江勝保君 私の質問は終わります。

○成瀬幡治君 関連して、御両人の質疑に関連して、一、二ただしておきたいのですが、一級、二級と待遇上また

身分上の差別がないのなら、それでは二級でもけっこうじゃないかというところにも逆に聞かざるを得ないが、そうすると、一級と二級の何で差をつけたかという点なんですか、それは指導主事や何かになる場合、これは二級ではなれない、一級の免許状を有しなればならぬというふうな考えでおるのかどうか、これは違ひはないか、これは文部省のほうに伺います。

○説明員(安養寺重夫君) それぞれ学校ごとに一級、二級の教員の免許状の区別がございます。それを得ますための必要な条件というのは、一級のほうがより厳重である、二級のほうが一級よりも容易にとりやすいという差はございます。したがって、その観点のみ議論いたしました場合には、たとえて申しますと、短大を出すれば小学校の二級の普通免許状、大学を出た者は一級の免許状が取得できる。そこで取得しましたその節に、新規にそれぞれ学校の教員に採用されるという場合には、当然スクリーニングが違ひますので、初任給というものの基準は、高低というものはおのずからの差はございます。ただ在来からの免許法施行前からの教職におられた方々の切りかえ措置というものがございまして、それらの人については俸給制度の上の問題はともかくといたしまして、一級、二級の別によつて特に特別の差異というものはそこにはないわけでございます。

ただ、今、成瀬先生御指摘のように、校長などにつきましては、一級の教員の免許状を持っております、必要の在職経験年数何年ということは一応本則はなっておりますが、経過措置といたしまして、その場合二級でもよろしい

というようなことがございますので、結局さしたる相違はないというふうな格好に現実にはなっているわけでございます。

○成瀬幡治君 だから二級でもけっこうなんだと、こういう結論ですか。

○説明員(安養寺重夫君) たとえば今申しました校長の資格とか、そういうふうな場合に、別に一級と二級との差によつて、なれるなれないという差は出てこない現状であるということでございます。

○成瀬幡治君 もう一点お尋ねしておきますが、二級の免許状を持っておつて一級になりたい、先生のつてはプライドになると思う、精神的な意味で、差別上は今申されたことではない、しかし一級になろうとしてもなれない、在職年数等でも、学校におつても一級免許状はとれないわけですか。このためには先生は少なくとも四十五年四十五単位の勉強をしなければならぬということ、これで資質の向上をしちやいかぬと、なぜそういうふうな制限を加えておかなければならぬのか、必要性がない、逆に言えば、逆ですね。逆に言えばそういうことをせんでいいのだ、お前はあくまでも二級でけつこうなんだ、そういうふうな据え置かなければならぬ逆の理由はどういうところにあるか、これを承っております。

○説明員(安養寺重夫君) 先ほど来議論になつております免許法の別表第三というものは、あくまで原則の問題でございます。免状制度を施行いたしました場合に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園それぞれの職種ごとに上級の資格を取得いたします場合に必要

在職年数と単位数というものを規定しておるわけでございます。したがつて、原則的な考え方に基づいては、小学校の経験年数こそ上級資格取得のために必要な在職年数であつて、異種の学校の経験年数というものはこの際「こへ通算すべきでない」というような考え方があるわけでございます。ただし、御承知のように、二級免許状というものは、高等学校を別といたしまして、大学の二年のコースを経ました者に授与するものでございます。したがつて、一たん教諭となりまして一級になりまします場合には、そういうような前提の仕方がよからう。これに引きかえまして、臨時免許状というものは高等学校を出した者に与えるものでござい

ます。したがつて、臨時免許状から二級の免許状を取得するには一応異種の学校の経験年数をも含めて考えたほうが、原則と同時に実際のところもあるというふうな配慮が加味されておると私は考えておるわけでございます。

○成瀬幡治君 私は積極的にこうあらねばならぬという理由にはどうしても承服しかねるわけですが、今お聞きしました。やはり文部省も教員の資質向上については積極的に教員自身が、先生自身がそういうふうな勉強できるような機会を与えてやる。なるほど待遇的には差がないかもしれない。しかし身分的には若干の差が出てくることは将来の問題でもありますし、現に指導主事等の問題であるわけなんです。ですからそういう道を積極的に閉ざすということがちょっと納得しかねるわけなんです。これは重ねて、なぜこうやっておるのか、なるほど特殊な

ものだとおっしゃるなら、特殊な専門教育の単位を特に目標については二十時間なりあるいは十時間やつておいでになるわけですから、こういうふうな差を設けておられるということがどうもわかりかねるのですよ。

○説明員(安養寺重夫君) 繰り返すようになつて恐縮でございますが、これはあくまで小学校の教師としてふさわしい教育を受けた者が小学校の先生になり、中学校はまた中学校としてそのようないことに努力をするということ、免許状が授与されておる。現職の先生方が上級の資格を取得する場合にも原則は同じではないであらうか。したがつて、ただいま議論になつておりますような盲学校、聾学校、養護学校の経験年数というものが小学校の経験年数と同じであるという工合に通算すること、やはりこれは多少筋が違ひのじゃないか。それぞれ小学校は小学校の教育を受けた先生、その在職年数を高く評価する。聾学校におきましては、また現行制度にございまして、聾学校の教員として必要な教育を受けた者に教師の資格を与え、また現職教員としては聾学校の先生としての、むしろその範囲内において評価するということ、そのようなことで、それぞれ格別の専門制というものを主張する必要があるという原則に立つておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、それは二級から一級に上がる場合について、特にそのことを強く要求するわけでございます。助教諭から二級の教諭の免許状に至ります場合には相互に通算も可能である、かようになつて参るわけでございます。

○成瀬幡治君 重ねてお尋ねしておき

ますが、かりに私が盲学校に二級で入りますね、私は盲学校に三年、五年もおります。単位も四十五単位とります。盲学校にいれば永久に一級になれないですよ。

○説明員(安養寺重夫君) そのまま二級の盲学校の教諭の免許状をお持ちで、三年間たつてそれぞれ六単位の特殊教育に必要な単位を取得すれば一級の盲学校の教諭の資格が得られるという格好になります。

○成瀬補治君 私の言うのはそうではなくして、聾学校の小学部において単位は取つた、しかし、在職年数は三年ないし五年たつた、成績も優秀だった、こういう条件がついております。そうだとすると、小学校の一級免許状がもらえるかどうかということですが、

○説明員(安養寺重夫君) 年数等はともかくとしたしまして、そのままでは一級の免許状は取れないというふうなことになるかと存じます。

○成瀬補治君 その満たされない理由は、四十五単位です、六単位でなくて、特殊でなくて四十五単位といつて……

○説明員(安養寺重夫君) 小学校の一級の免許状を取られるためには、小学校の二級の教諭の免許状を取得されておりました、五年間小学校の教員をされ、四十五単位の必要な単位数を取られるということが必要なのでございまして、それ以外の場合ではできないというところでございまして。

○成瀬補治君 わかりました。

○委員長(北島教真君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、午後は一時より再開することにいたし、これにて休憩いたします。

午前十一時五十分休憩
午後一時二十八分開会
○委員長(北島教真君) ただいまより委員会を再開いたします。

まず、私立学校振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま上程になりました私立学校振興法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校振興会は、私立学校の施設及び経営に關し、必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に對する援助に必要な業務を行なう特殊法人であり、私学振興に多大の寄与をいたしておりますことは御承知のとおりであります。この振興会は、從來、主として國の一般會計からの出資金をもつて事業を行なつて参りました。

が、振興会の資金に對する私立学校側の需要は、最近著しく増大して、高等學校生徒急増対策、科學技術者養成計画を達成するための國の財源措置という観点から見ても、國の出資に依存する従来の方式では不十分であります。よつて、この際、私立学校振興會法の一部を改正し、振興會の財務會計等に関する規定を整備し、振興會の貸付資金の充實をはかることとするものであります。すなわち、一般會計からの出資のほか、振興會が私学振興債券を発行することができるよう規定を設け、振興會が資金の公募を行なうとともに、政府から資金運用部資金の貸付を受けて、私立学校に對する貸付資金

の原資に充てることができるようしたい考えであります。このことに伴い、この改正法案には、債券の債権者の先取特權や債券の發行事務の委任等について規定しております。また、振興會は、毎事業年度、債権及び長期借入金について償還計画を立てなければならぬこととするのと、その他所要の規定の整備をしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(北島教真君) 以上で提案理由の説明聴取を終わりました。

○委員長(北島教真君) 次に、高等學校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(參第二〇〇号)を議題といたします。

まず、發議者より提案理由の説明を聴取いたします。成瀬君。

○成瀬補治君 ただいま議題となりました高等學校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

今日、わが國は、世界的な技術革新の波を受けて第二の産業革命ともいふべき時期に直向いたしております。國をあげてこの課題に對処すべきことは当然であります。わけても、これからの青少年教育をどう発展せしめるかは課題解決の重要な鍵であり、人づくりや高校進学希望者の全員入學の問題が真剣に取り上げられてゐるゆえんもここにあらうと思つております。かような教育重視の風潮は、世界すべての國々に共通したものであり、多くの

國々で教育に關する長期計画が立案実行されてゐることも当然のことと申せましよう。さて、わが國の教育における重要課題の一つは、政府も指摘してゐるやうに、後期中等教育を拡充して、新しい時代の生産発展の基礎をつちかうことであるが、その現状は、なるほど量的上では高校進学率も上昇して一流國に伍してゐるとはいへるものの、質の上ではまだまだ改善を要する点が多いことは御承知のとおりであります。入試地獄に伴う過度な受験準備教育、多数のすし詰め教室、産業教育設備の不備等々、解決を迫られてゐる課題が多い中で、わけても重要な事は、勤勞青年に對する教育の問題であります。西歐の國々のように、全日制高等學校に學ばなくとも、國や地方公共團體の力で、働きながら職業教育、技術教育を受けることができ、將來は、りっぱな労働者として、いわゆる學校出の人たちと同様に生活を保障される世の中の仕組みになるならば、彼らは何を争つて有名校の狭き門の前にひしめき合ふ必要があらましようか。彼ら若人の志と夢にこたへ、彼らの勉學心、努力心を満足させるような魅力ある職業教育、技術教育をすべての若人に施す制度を早急に実施する必要があると痛感する次第であります。しか

し、かような勤勞青年教育の充實、拡大の施策の中心となるべきものは、何と申しましても戦後発足し、育成された高等學校の定時制教育及び通信教育であり、本教育をまず振興することが先決であると思つております。

ところで、この定時制教育及び通信教育の現状はどのようであるかと申しますに、ここ数年間伸び悩みの状態に

ありまことに遺憾でございます。その理由は、いろいろとあげられましようが、その大きなものとしては、第一に、勤勞青年の使用方たちの多くが、まだまだ本教育について理解をしていないこと、第二には、施設、設備が十分であること、特に其の職業教育を与えるにふさわしい設備がないために生徒に對する魅力を欠くこと、第三には、本教育に従事する教職員の待遇が低いために、優秀な教職員を確保できないこと、第四には、雇用者側にも、定時制教育、通信教育の卒業生を採用の際敬遠する風潮があること等でありま。このような障害の中でも、特に第一の問題は、使用者が定時制教育もしくは通信教育を受けることを許さないとか、妨害したりするために教育を受けたことも受けられない事例が相當にあること、また、通學に便利なように終業時間を三十分繰り上げてやるとか、残業をさせないとかのあたにかい配慮がなされてゐないために、遅刻、欠席が非常に多く、その率は高学年になるに従つて高まり、中途退學者の数も増加してゐるというのが実態であります。

次に重要な問題としては、この勤勞青年教育振興の一環として、この教育に従事する教員に對しては、現在、定時制通信教育下当を支給するという適切な制度がありますが、その支給対象は、國公立の定時制教育または通信教育を行なうものの校長、教員と特に政令で定める実習助手に限られております。したがつて、実習助手の約半数がこの手当を受けておりません。また一部の都道府県においては、夜間の定時制課

第六部 文教委員会會議録第十一号 昭和三十八年三月十九日【參議院】

七

程の場合には、事務職員等にまでこの手当が夜間勤務手当等の名称で支給されておりますが、大部分の県では、校長、教員、一部の実習助手に限られており、事務職員等には支給されてないというのが現状であります。職業教育、技術教育重視の立場からすべての実習助手に支給範囲を拡大すること、また、夜間定時制教育に勤務するものの苦勞と困難を考慮して、この場合に限っては教育職員のみならず、事務職員等にまで支給範囲を拡大すること、は、時宜に適した措置であると信ずるのであります。この際、私どもは、以上述べました使用者の問題と、定時制通信教育手当の支給範囲の問題とが当面早急に解決されねばならない点であるとして、本法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(北島教員君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

○委員長(北島教員君) それでは、先ほど提案理由の説明を聴取いたしました私立学校振興会法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は御発言願います。

○二木謙吾君 私学振興会はどういうものにどのくらいのお金を貸し付けておりますか。最近の実態と、それに対する資金の需要状況を承りたいと思っております。

○政府委員(杉江清君) 三十七年度について見ますと、貸付のほうは、まず一般施設費貸付金は十二億円に達しております。これは幼稚園から大学までの私立学校の施設を一定の基準まで高めようとするために必要な施設費に対する貸付でございます。それに十二億円でございます。次に、理工系学生増募施設費貸付金、これに十七億円出しております。次に、高校生生徒急増対策施設費貸付金として十六億円を当初計画いたしました。その後これをふやしまして二十二億円に増額しております。次に、災害復旧費貸付金としまして八千四百万円、その他高利債務の借りかえまたは特別な施設に対して約二億を貸しております。その他経常費に対する貸付がやはり二億五千万円でございます。以上が貸付の大要でございますが、この貸付のほか助成を行なっております。そのまず第一は、私立学校教職員共済組合に対して、三十七年

度におきまして一億一千三百万円、それから私学研修福祉会に対しては二千九百万円を助成いたしております。以上が私学振興会の業務の内容であります。また三十七年度の貸付及び助成の実態でございます。

○二木謙吾君 高利債務の今の借りかえにお金が出ておりますが、それは高利債務の借りかえだけからいくとどのくらいの額になっておりますか、それはよくわかりませんか。

○政府委員(杉江清君) その分だけの資料をただいま持ち合わせておりませんので、あとで調べて御連絡いたします。

○二木謙吾君 研修福祉会ですか、それはどういう仕事をやっておるのであるか。

○政府委員(杉江清君) 私立学校の教職員の研修と、それから福利事業と二つの事業を行なっております。研修につきましては、これはやはり大学から幼稚園までの教官及び事務職員に対して各種のいわゆる講習会、研修会等もあつて、その資質の向上をはかっております。そのほか福祉事業の最たるものとしては、私学会館を経営いたしまして、各種の福利事業を行なっております。

○二木謙吾君 今の貸付をなさった三十七年度の状況はよくわかりました。これは地方のあるいは高等学校から、あるいはまた大学、大学は都内にまたたくさんありますが、そういう方面から施設費に対して、あるいは経常費に対して、災害復旧費に対して、あるいは私が申し上げました高利債等につきまして、私立学校、大学から高等学校、中学校、その他申し込みの額は、今のお貸しになった金額について、それぞれ申し込みの額はわかると思ひますが、それはわかりますか。

○政府委員(杉江清君) 三十七年度について見ますと、貸付総額は五十三億でございますが、これに對しまして申し込み総額は二百四十一億でございます。ついでに三十六年度を申し上げますと、貸付総額は三十億でございますが、申し込み総額は百四十三億でございます。このように、借り入れ申し込み額は貸付金額をはるかに上回っている現状でございます。

○二木謙吾君 ただいま研修福祉会等の事業が行なわれていることはちやうどわかりましたが、そのほか、貸付のほかに私学振興会はどういう事業を行なっておりますか。

○政府委員(杉江清君) 貸付のほかに、先ほど申し上げましたいわゆる助成、貸すのではなくして、金をやりっぱなしにするわけでございますが、そのほかの助成をいたしております。その代表的なものが、私立学校教職員共済組合と私学研修福祉会、この二つでございます。詳しく申し上げますと、そのほか特殊教育諸学校に対しても三百万円の助成をいたしております。大休事業といたしましては、その貸付と助成と二つでございます。

○二木謙吾君 それから三十八年度貸付総額は六十三億七千八百万円となっておりますが、これはまだ今あなたの方のほうでございまして、内容はわかっておりませんか。

○政府委員(杉江清君) 大休、計画を振興会と協議いたしまして、おおむねきめております。それを申し上げますと、一般施設費に対しては十四億、こ

れは先ほど申し上げましたように三十七年度と比較いたしますと、三十七年度においては十二億でありましたのを十四億にふやす計画でございます。それから理工系学生増募に對しましては十七億、ほぼ同額でございます。高校生生徒急増対策に對しましては、三十七年度は当初十六億のところ、内部操作によりまして二十二億にふやしました。それに對しまして二十七億の計画をいたしております。その他災害復旧等に対してはおおむね五億でございます。これは三十七年度とほぼ同額でございます。高利債等はまた三十八年度については内訳を固めておりません。一括しておおむね五億という計算をいたしております。それから助成につきましては、三十七年度は合計いたしますと二億三千を占めることになりましたのでありますが、三十八年度の計画では、これを二億六千にふやす計画を持っております。以上でございます。

○二木謙吾君 振興会は、従来は出資一本で資金をまかなつておたつたのですが、今年度財投に変えたのでありますが、そのわけはどういう理由でございますか。

○政府委員(杉江清君) 先ほど申し上げましたように、私学振興会の最大の業務は資金の貸付でございます。これはもつとも戻ってくる金でございます。そういうような性格の金でございまして、この原資を一般公計から得るということは必ずしも必須の要件ではないと考えます。もちろんその一般公計からその原資を得ますことは、利子を払ふ必要がない、そうして今後とも私学振興会のいわゆる資本金としてそれが運用される、こういう

点において、一般会計からの出資に待

つことが最もいいのであります。しか

し一般会計の繰越額というものは、国の

財政力の関係において制限があるわけ

でございます。これのみに頼ること

はおのずから原資に制限を生ずる、私

立学校の必要とする資金を十分に入手

できない、こういうような結果になる

のも、またやむを得ない事情があるわ

けでございます。で、そういう点を考

えまして、とにかく現在私立学校に最

も必要なのは長期、低利の資金を豊富

に提供することです。これが私

の改正をいたしておるというのが、今

回の改正の最大の趣旨でございます。

○二木謙吾君 私学振興債券は実際に

発行になりますのでございませうか、ど

うですか。

○政府委員(杉江清君) 当分の間、私

学振興債券を発行する意図はございま

せん。で、私学振興債券を現実に発行

いたしますには、実は政府保証の規定

が必要でございますが、この政府保証

の規定を設けるには、実際にそれを発

行するときに設けるというのが最近の

例になっております。それで、当面債

き受けの組織を作りまして、この債券

を引き受けるという形になります。

○二木謙吾君 そうしますと、一般公

募はやらない、こういうことですか。

○政府委員(杉江清君) 一般公募もや

る、形式は公募でやるわけなんです

が、実際はこうした銀行引き受けの形

をとるわけなんです。

○二木謙吾君 その際はやはり政府の

保証を求められるのか、政府の保証は

とらないわけですか。

○政府委員(杉江清君) 政府の保証が

必要になって参ります。

金運用部資金からはどうしても借りな

ければならぬ。三十八年度は二十億円

予定しているわけですが、それを借り

入れるためには、この振興会が債券発

行能力を持つことが必要である、その

ための改正でございます。

○二木謙吾君 財投二十億は、振興会

は何分まで借りられて、これを振興会

は何分まで貸しつけられるというこ

とでございますか。

○政府委員(杉江清君) 六分五厘で借

りまして、そうして五分五厘で貸すこ

とにいたしたいと考えております。

重点が高校生生徒急増対策に向けられて

おるといふことが言えると思ひます

が、しかし、その貸付の重点をどこに

置くかはその年次によって異なって参

る。高校生生徒急増対策のことは大体三

十九年度では終るわけでありませうか

ら、その他に重点を移して参りたいと

考えております。

○二木謙吾君 そういたしますと、こ

の改正法案がどうしても年度内に成立

と、こういうことが非常に大事なわけ

でございますね。

○政府委員(杉江清君) おっしゃると

九

て私立大学につきましては一人当たりの経費は九万七千円でございます。このように相当の開きを見ております。高等学校につきましてはその差はそれほどひどくはございません。県立高等学校につきましては一人当たり経費は四万二千円、私立学校については三万五千円でございます。これはおそらく私立学校につきましても高校生急増対策等のために相当の施設を整備しておる。こういった臨時費が相当多いといったようなことがこのような結果をもたらしているのではないかと思います。

○二木謙吾君 今御説明がございました私立大学は九万七千円、これは助成がそうなっておるのじゃありませんね。私立大学の生徒一人に対して私立大学が払っている金がそれと、こういうことですか。

○政府委員(杉江清君) 私立大学が投じております全経費をその生徒数で割った一人当たりの経費でございます。

○二木謙吾君 そういたしますと、私立大学の生徒九万七千円、私立の高等学校は大体三万五千円かかる。それには幾分か国なり県なりの助成が入っていると、こういうことですか。

○政府委員(杉江清君) そのとおりでございます。

○二木謙吾君 私立大学の概算でよろしゅうございますが、大体どのくらいおるようですか。

○政府委員(杉江清君) 生徒数でございますか。

○二木謙吾君 はあ、ついでに高等学校の生徒もお尋ねします。

○政府委員(杉江清君) 大学について

申し上げますと、短大を含めて申し上げましょう、大学については学生数は五十七万でございます。それから高等学校については学生数は九十四万、中学校、小学校、幼稚園はずつと少なくなつて参ります。ただ幼稚園は私立のほうが相当多いので六十万でございます。

○二木謙吾君 今年二月から三月にかけて私立学校の高等学校でも大学でも、ことに高等学校であります、受給料が高い。あるいは入学料を二万も三万もとる。そのほかいろいろな父兄からの寄付金がある。一人の父兄が十五万も二十万も負担しなければならぬというようなことが新聞に出ておりますし、また一般社会からも非常な非難と申しますか、いろいろな批評を受けているわけですね。しかし私立学校は、今お話がございましたように、大学においては九万七千円、また県立の高等学校においては三万五千円生徒当たりかけておる。この金がほとんど全部が父兄の負担になっておる、こういうことなんです。それから国立の大学においては二十万七千円も使っております。また県立の高等学校においても四万二千円も使っておりますが、その大部分というのは国費であり公共団体が支弁しておる。私立学校も公立学校と校舎においてもその施設においてもやはり非常な格段の差があつてはいけません。それは教育能率にも影響いたしますから、やはりできるならば公立と変わらないうちの校舎の備え、あるいは施設を備えにやらね。学校の先生にいたしまして、私立学校の先生はかすみを食うて生きてはおられぬのです。やはり生活をしていかにやらね。そういう

うことになりますると、勢いその金はどこから出るか、こういうことはやはり父兄がこれを負担しておるわけですね。そうすれば、やはり今非難のありましたような入学金というものが公立学校より高くなるし、また授業料というものも高くなるのであります。私が最もいろいろな面を総合いたしました、私立学校で一番よい金を食いますものは校舎を建てるといふことです。それから設備を整える、それに非常な多額の金がかかるのだ、その多額の金の出場がない、であるから入学金を高くする、こういうことになる。先輩のおかげで私学振興会というものができまして、そうしてあの振興会を通じて校舎の施設費あるいはまた経費の一部であるとか、あるいはまた災害復旧費であるとか、あるいはまた高利債の書きかえとかいう金が流れていきます。これが私学振興上非常に助かっているわけですね。しかし、その金がまことに僅少である。今前にお話がありましたように、三十七年度は百四十三億の申し込みに対して三十億しかない。それから三十七年度は二百四十一億の申し込みに対して五十三億しかない。すなわち申し込みの四分の一か五分の一しかない、こういうことなんです。それで非常に困っているわけですね。私も、私はやはり私学の生徒もこれは国民である、将来の日本を背負うて立つ優秀な青少年である、これにはやはり私学に対して何らかの形において助成をしようと思ふ、こういうことが私は必要であると思ふ。また今施設をする上につきまして、振興会に金を流して、そして振興会から安いの金で校舎を建てる。たとえばどうしても振興会から

くる金が足りませんから、日歩三銭の利子を出して地方銀行から借りにならね。そういうことになります。と、学校の経営にもそれが直接影響してくるわけでございます。政府におかれても、大学の生徒が五十七万おる、それから高等学校の生徒にしても九十四万もおる、これをみな国立で、国費でまかなえ、あるいは地方公共団体、県費でまかなえということになったら実に莫大な費用を要するわけです。国費にしても県費にしても要するわけでございますから、それでせめて私学振興会にもつとつ金を出していただく、そうして、もう少し安いの利子の金でもって施設ができるということが私学が非常に仕合せになることにもなります。また生徒父兄から高い入学金を取つたり、あるいは高い授業料を取らぬで済むようなことになると思うのでありますけれども、その点については、これは私学はただでいただくのではない、助成を受けるのじゃない。利子をつけてお払いをするのでありますから、ただその間のあつせんを文部省にしてもらうと、今まで、今年度は十二億出ておりますが、あの十二億出てくる金が三十億あるいは五十億と、こういうふうになると、非常に私学の経営について明るい面が出て、私学の動きが非常に見やすくなる。入学金も高き取らぬで済むようになる。授業料もふつかけて済むようになる。一番経費を食いますことは、校舎なり施設をするということにたいへんな金を食いますから、そういう面につきまして私学振興の意味において、まあ財投も、ワケを振上げる意味において財投も私はふえたらいいと思うが、一般会計から

ひとつ私学振興に貸付をしてやらなければならぬ。これはただで出されるものじゃないのですから、利子を払うのですから、これは政府もあまり苦にはならぬと思いますが、その点どうですか。

○政府委員(田中啓一君) 私学振興資金を増加していくことは今日の私学対策の急務だと存じております。したがって、年々文部省はこれに努力して参りました。本年は一般会計からの資金だけでは足りませんので、新しく財投から投資を受けるといふ新例も開きました。そこで、これはもう一般会計からの資金を財投でもってかえるという趣旨ではないのであります。ふやしたいところを財投にも持ち込んだというところでございまして、両面、一般会計からの資金も、また財投からの投資も来年度予算編成に当たりましては最大の努力をいたして増加をいたしたいと考ふる次第でございます。

○二木謙吾君 今、次官から私学振興に対して、一般会計からの繰り入れ、または財投からの資金を増していくという御答弁があつて私も非常に喜んでおるものであります。どうか私学振興の意味をもちまして、ひとつ私学振興会へ政府資金を潤沢に流していただくことを要望いたしまして私の質問を終わります。

○成瀬輔治君 私ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、資金計画で、ね、いわゆる原資のほうの資金計画、三十八年度はどうなるのですか。

○政府委員(杉江清君) まず借入金といたしましては一般会計から十二億、財政投融资から二十億、私学共済組合から十三億五千万、こういったしており

ますが、そのほかに少しこまくなり
ますけれども、全額を申し上げま
す。三十七年度末の預け金が十一億
と、それから貸付回収金が十八
億とございます。それから事業収入、
これは貸付金の利息とか、預け金の利
息その他でございますが、これが七億五
千万でございます。合わせまして七十
二億九千万の資金があるわけでござ
います。これを各種の事業に分けるわけ
であります。貸付と助成等に充當す
るわけでございます。まあ助成その他
事務費等も含まれますので、三十八年
度の貸付総額は六十三億七千万円に
なる予定でございます。

ちよつと数字を読み間違えましたの
で訂正いたします。前期末預け金は一
億一千万円でございます。先ほど十一
億と申し上げたのは間違ひでござい
ます。

○成瀬輔治君 今まで政府の出資総額
は幾らですか。
○政府委員(杉江清君) 三十七年度末
で九十四億でございます。これに今年
度——今年度といひましても三十八年
度加わりますものが十二億ございま
す。そのほかに二十億の政府資金が入
るわけでございます。十二億の一般会
計からの出資と財政投融資から二十億
がこれに加わつて参ります。

○成瀬輔治君 私の質問したいのは、
無利子の金が幾ら今政府から出てお
るかということです。
○政府委員(杉江清君) 九十四億、
それに三十八年度十二億が加わるわけ
です。

○成瀬輔治君 そうすると百六億。今
度債券を発行されるわけですが、それ
はどれだけ予定しておるのですか。

○政府委員(杉江清君) 先ほど申し
上げましたとおり、債券を発行する計
画は当分の間考へておりません。今
回、債券発行能力を持たせることに
いたしますのは、いわゆる資金運用部資
金から借り入れるのには、債券発行能
力を持つてゐることが必要だという規
定が資金運用部資金法にあるわけで
す。そのために、このような改正をい
たすわけでございます。

○中山福蔵君 関連してちよつとお尋
ねしますが、その私学に貸し付けた、
その回収を今までどういう率に——回
収は効果を発生しておるのですか、
ちよつとその点承つておきたい、回収
率ですね。

○政府委員(杉江清君) これは先ほど
申し上げました貸付対象によつて多少
違つておりますけれども、一般施設費
につきましても、二年償還、五年償還、
利率六分というものと、それから二年
償還、十年償還、利率六分のもの、二
種類ございまして、それから理工系学生
増募と高校生急増対策の施設に対し
ましては、これは二年償還、十五年償
還、利率五分五厘でございます。その
他多少これと異なつたものもございま
すけれども、大きいものは以上のとお
りでございます。

○中山福蔵君 その回収ですね、でき
たのとでございまして、それと、それ
をひとつ聞いておきたい。
○政府委員(杉江清君) ほとんど計画
どおりにいっております。

○成瀬輔治君 そうしますと、今度、
資金運用部から二十億借りるわけだ
ね。その借りるためには債券が発行が
できるという、そういう法人でない
貸し付けないのだから、それでやるの

であつて、債券は将来とも発行はせな
いのだ、こういうことなんですか。
○政府委員(杉江清君) 当分の間、債
券発行のことは考へておりません。た
だ将来において非常に膨大な資金が必
要だとなつて来ます場合には、そういう
ことは余りないとは言へませんけれ
ども、しかし、債券を現実に発行するに
は、その事務手続もなかなか煩瑣なも
のがございまして、利率も高くなりま
すから、債券発行によつて原資を得る
というよりはなるべく避けていきたく
い。やはり一般会計からの出資と資金
運用部資金を借り入れる、この二つを
主として考へていきたい、かように
思つております。

○成瀬輔治君 私学振興会の設立趣旨
には、私学にいい先生を得るために共
済組合等をしつかりして、たとえば義
務制の問題もあれば、あるいは公立で
あるなら年金、恩給等の問題がある、
片一方にはそういうものがない。だか
ら給与等も大体一歩づつ上り上りな
らば、私学にはいい先生が集まらぬ
だらうというやうなこともあつて、私
は私学振興会というものはその意味も
一つ理由になつて設立されたと思ひ
しております。先ほどお聞きしてあり
ますと、このやうなものに出ている助
成額は大体二億、来年度も大体これと
同額のように予算を計上しておいでに
なるようですが、実態はどうなうに
把握しておられますか、普通の公立の
学校の先生と私学の先生と待遇面にお
ける問題。

○政府委員(杉江清君) 大学におきま
して、国立大学、私立大学の教員給与
を比較いたしますと、平均で国立大学
の教員給与は四万八千円になつており

ます、それに対して私立において四万
六千円になつております。高等学校以
降については、ただいま資料を持ち合
わしてありません。

○成瀬輔治君 僕が一番問題にするの
は高等学校なんです、資料もひとつ調べ
ていただきまして、もう少し助成のほう
に力を入れてもらつたというところは、
資料をひとつあつたほうで調べてい
ただいて、私は善処をしていただきたく
いと思ふ。

次にお願いしたい点は、私学の中で
大学に貸し付けられておる額が一番多
いと聞いておるわけですが、今一番た
くさん貸付残の残つておる学校を二つ
三つおしやつていただませんか。

○政府委員(杉江清君) 貸付残といひ
ますとどういふことでしょうか。
○成瀬輔治君 回収ができなくて残つ
ておるところ。

○政府委員(杉江清君) ちよつとその
状況は私学振興会で詳細に経理をいた
してありますので、私もちよつとど
うも今お答えできません。

○成瀬輔治君 それでは私、資料とし
て要求したいと思ひますが、私が聞い
ておるのは、たとえば私学の六大学は
何億という実は私学振興会から貸付を
受けておるやに聞いておる、施設に対
してそれが今十一億とか、年間ですか
らね。一般施設に対しておるの貸付
残は相当の額になつておると思ひます
が、少なくとも二、三億も持つておら
れたんじゃないものじゃないと思ひ
ますので、貸付残の一端を出してい
ただきたい。それは大学と高等学校に
分けて、それから幼稚園に案外多いわ
けですが、それから高等学校は産業教
育に関連した学校と普通高校と二つに

分ける、そういうふうに分けていた
いて、大学のうち、あるいは高等学校
のうち、幼稚園のうち、高いほうのラ
ンクだな、残の多いところを二つ三つ
校名をあげて、総額はどのくらいに
なつてゐるという明細の一覧表をもら
いたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 調査いたして
みます。

○成瀬輔治君 話はまた戻るわけだ
けれども、僕ら実際の、そういう債券
の発行の資格を備えておらなければ財
投から金が出ないんだから、そこで法
律改正をするというんですが、他にそ
うやつておるやうな法人組織があり
ますか。

○政府委員(杉江清君) これはずいぶ
たくさんあります。たとえば住宅公
団、年金福祉事業団、雇用促進事業
団、それから特定船舶整備公団、帝都
高速交通公団、愛知用水公団、道路
公団、まあこういうふうになくさんあ
ります。

○成瀬輔治君 わかりました。六分五
厘で借りて、大体幾らで貸して——こ
の中で六十三億七千万を三十八年度貸
されるわけですが、幾ら私学振興会自
身は純利益というところか、いけれど
も、そういうものが出ることになるの
ですか。

○政府委員(杉江清君) 資金運用部か
ら借り入れますのは六分五厘で、それ
を貸すのは五分五厘にいたしたのであり
ますが、この貸付金の利息は三十八年
度においては七億四千ございまして、財
投につきましても、まあ五分五厘で貸
すのですけれども、ただその原資につ
いては六分五厘の利息を払わなければ
なりませんから、その収益はせいぜい

一般會計からの出資によるものに比べれば少なくなるわけでございますが、それらの差し引き計算をいたしまして、三十八年度においては七億四千の利息が入ることになります。

○成瀬藩治君 財投二十億は六分五厘で政府から借りて、そして私学振興会は五分五厘で貸すわけでしょう。一分損するわけだね。だから財投の金をふやすということは、なるほど私学のほうは、借りるほうはいいけれども、私学振興会としてはつらいということですね。だから純益といつちやおかしいけれども、その利子の差額というものが大体いろいろなことをして穴埋めをして七億四千が出る、七億四千が人件費に回り、あるいは助成費に回っていくんですね。私が主張したいのは、先ほど要請したように、助成額をある程度ふやしていただかなければ、私学振興会法を作った趣旨に反するじゃないかということが言いたいわけですよ。財投の金をふやしていけば逆に減ってくるわけですから、だからこれをたとえ六分五厘じゃなくても六分になぜ交渉ができないのか。それはまあ大蔵省の貸している基準に合わないじゃないかという形になるかもしれないけれども、何かそこあたりに私は配慮がしていただいていいような気がするんですが、どうなんですか、それは。

○政府委員(杉江清君) それはやはり資金運用部資金の金は一般の例にならなければならないわけでございますが、まあここに逆さやにならずに、でも、しかしやはり五分五厘で貸しますから、やはりその利息は入る。振興会自体としては政府資金がそれだけ入ったことと比べれば、収益は多少少な

くなりますけれども、しかし全体としての貸付総額はふえますし、そうしてその利子の差というものはごくわずかな金なんです。その反面、振興会の立場にいたしまして、五分五厘の利息が入ってくるわけなんです。だからわずかに一分を損するということなんですけれども、そのかわり貸付金総額をふやすことができるので、振興会の当面の財政困難を救うには資金をふやすということが最大の要件です。それから、その要請に、まあ一般會計と財政投融資と両方の原資をもってこれであるということが、今の施策としては適当だと考えております。

○成瀬藩治君 僕も古い話だからしつかり記憶はあまりありませんけれども、大体出資金が七、八十億、九十億ですか、ちやうど記憶ないのだけれども、そのくらいあれば、出資金で、そうして五分五厘で貸していけばそこに幅が出てくる。だから政府出資をもらわなくても大体いろいろなことがやっていくけるであらうという、私は最初の法律案ができたときの計画のように聞いておりました。ところが出資金が年々ふえて参りました。百億、貨幣価値の問題があるから、そこまでしてもまだ足らぬと、しかし問題は先ほど指摘しておるよう

ですから、五分五厘で借りるので、それから非常にありがたいわけですから、そこら辺のところはわかりませんが、そこら辺のそれぞれの利子補給なり何なりは、何とか一般會計のほうで穴埋めするとか、何とか一般の出資金が多くなるように努力をしないか、あとが大へんになるのじゃないかということをお私に指摘したいのですよ。

○政府委員(田中啓二君) ただいまの御意見はごもっともなところがあるわけでございます。助成事業も大いにやりたいということも当然のことだと私も思っております。またこれは発足当時からそういうようなことを計画されておりましたものと思います。一方また何でもかでも低利資金の需要というものが非常に窮乏をしておる、こういうことで今回二十億財政投融資の金を入れる、結局、振興会の事業としては一分損してもやるということになる。そこで、この両面のことをやはり勘案しつつ、一般會計からの繰り入れと、財政投融資からの繰り入れというものを進めていかなければならぬ、でありますから、今こどもう財政投融資の金だけで終わりにして、あとは一般會計だけでいきますとかいうことはちよつと申し上げかねるので、両方の要求があるわけでありまして、それを合わせ勘案しつつ進めていきたい、両方とも進めていきたい、かように考えておる次第でございます。

五分五厘で貸しているから、それで五分五厘で借りて、九分の公債を買ったり何かして、そこで金を生み出して、そうして助成やあるいは貸付などをやっていくのだという格好が大体私学振興会の運営方式であるやに伺っておったんですが、いろいろ関係上、私は内容が当初の計画から変わってきたことはやむを得ないことだと思います。

そこで、委員長にお願いなんです。が、今度の審議のとき私学振興会の方に来てもらって、実情を、たとえば高利債等の問題の実情なんというものは、これはどんなふうな基準を設けられておるかというふうなことを、ちよつと管理局長のほうでは無理かもしれないから、一応、私学振興会の方をだれか来ていただまして、そしてそれに關連して文部省のほうに御質問も進めていくというふうにおはかりいただければ非常に幸いだと思つた。私の質問はきょうはこれで終わるといふ形にしておきたいと思つた。

○委員長(北畠教真君) 成瀬委員の御意見ももっともでございますので、次回には私学振興会の役員を招致しまして審議を進めたいと思つた。

○政府委員(杉江清君) 一言補足説明をさせていただきますが、ただいま御質問の中に含まれました高利債を買うとかいうことは、私学共済組合の資金運用の問題ではございませんか。

○成瀬藩治君 そうかも知れません。○政府委員(杉江清君) そのほうでは相当有利な公債等を買って運用するとか、こういう問題があるわけなんです、が振興会のほうはそれとちよつと違

いった財政投融資から資金を受ける、それが逆さやになつて利息が少なくなると、そのことが助成金を減らしたり、それからまた振興会の事務費を圧迫したりするおそれはないか、こういう御心配ですが、それに対しては、先ほど申し上げましたように、事業収入が七億五千万もあるのだから、事務費はこれにせいぜい数千万円のものでございまして、三十八年度計画においてもこれは三千万でございます。それから助成は、今申し上げましたように、三十七年度は二億三千万でありましたのを二億六千万にふやす、こういう計画をいたしましてもなお余裕があるわけですよ。この余裕をどうしておるかといふと、これは再び貸付資金に充当しているわけです。だから、その貸付資金に充当するということは貸付総額をふやすということであつて、そのことは、財政投融資二十億を受け入れればそれだけ貸付金額はぐつとふえるわけなんです。その利息を再び貸付金に回すことよりも、はるかに大きな金額を貸付金の原資にするということになつて非常に大きな意味を持つてくるわけなんです。だから現実

にそういう事務費を、経費を圧迫したり、助成を圧迫したりすることはない、この資金が、まあ先ほどのお話のように、七、八百億も財政投融資から受けるということになれば、そういう心配も現実問題にありませんけれども、二十億、三十億、それから百億、二百億見当の融資を受けた程度では、そういった御心配のようなことは起こつて参らないのです。そういう意味におきまして、まあ御心配の点は将来の問題として考える必要はありますけれど

も、当面のところその心配はないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○成瀬清治君 議論するわけにはいかぬと思ひますけれども、あなたのそういう意見なら、私は財投の金はどんなことがあつても逆ざやですから、逆ざやの商売なんというものはあり得ないわけですよ。それは施すことなんだ、それで利潤が上がったり、それがためによくなるといふことは、私学振興会自身にはないといふこと、しかし今言つたように、貸付を受けるほうは非常にありがたい、その点は私も認めるわけですよ。私学振興会の会計自身は何といつても圧迫を受ける、それを圧迫受けません、有利になるといふことはあり得ない。貸付材料が多くなつて、五分五厘で貸しても六分五厘で借りておるのですから、そういうことは、絶対にあなたがありませんと言つて、それは事務費やいろいろなものを圧迫するといふことは事実です。それをどうやってごまかそうとしたつてだめです。

○政府委員(田中啓一君) 計算をいたしますと、まさに成瀬さんのおっしゃるとおりであります。二十億財政投融资の資金を入れば、その利子約二千万円損をする、これは明らかでございます。ただ、このくらいの程度では助成計画のほうに支障を来たすほどのことにはなりませんのでやっております、もう少し、まだ当分続けてもいいと思ひますといふことを申し上げたと思ひますのであります。だから、私は両方勘案して進めていかなければならない、このつもりで説明した次第であります。

○二木謙吾君 今、成瀬さんがおつ

しやられるとおり、同じ二十億の金を出すには、一般会計から出したほうがそれだけ私学振興会も仕合せ、学校も仕合せなわけですよ。だからできるだけ、どうしても足りなければ財投もふやしてもらわなければいかぬが、金が、今の一般会計から出れば一般会計のほうがいよいよわけです。

○委員長(北島教真君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(北島教真君) 速記を起こして。
本法案に対する本日の質疑は、この程度にとどめ、これにて散会いたし

午後二時四十七分散会
三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、義務教育諸学校の教科用図書

無償措置に関する法律案
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 無償給付及び給与(第三

条・第九條)
第三章 採択(第十條・第十七條)
第四章 発行(第十八條・第二十二

條)
第五章 罰則(第二十三條・第二十四條)
附則

第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、教科用図書の

無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校並びに育学校、専修学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項(同法第四十條及び第七十六條において準用する場合を含む)及び第七十七條に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。
第二章 無償給付及び給与
(教科用図書の無償給付)

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三條から第十六條までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に保るものを除き、義務教育諸学校(国立の義務教育諸学校を除く)の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)
第四条 文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入

すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。
(教科用図書の給与)

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

3 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前二項の規定にかかわらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)
第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に關し必要な事務を行なうものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)
第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(都に關する特例)
第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育

諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。
(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択
(都道府県の教育委員会の任務)
第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の選定及び採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ)の教育委員会の行なう採択に關する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書の選定等)
第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、経済的、文化的諸条件を考慮して、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ)ごとに数種の教科用図書を選定する。

2 前項の選定は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号。以下「臨時措置法」という)第六条第一項の規定により文部大臣から送附される目録に登録された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第七十七條に規

定する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ)の教育委員会の行なう採択に關する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書の選定等)
第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、経済的、文化的諸条件を考慮して、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ)ごとに数種の教科用図書を選定する。

2 前項の選定は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号。以下「臨時措置法」という)第六条第一項の規定により文部大臣から送附される目録に登録された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第七十七條に規

定する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ)の教育委員会の行なう採択に關する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書の選定等)
第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、経済的、文化的諸条件を考慮して、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ)ごとに数種の教科用図書を選定する。

2 前項の選定は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号。以下「臨時措置法」という)第六条第一項の規定により文部大臣から送附される目録に登録された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第七十七條に規

定する教科用図書については、この限りでない。

3 都道府県の教育委員会は、前二項の規定により選定を行なうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

4 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

5 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域(県の区域となる場合を含む。)に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第十一条第一項及び第

二項の規定により当該都道府県の教育委員会が種目ごとに選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なうものとする。

2 前項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校においては、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(特別区に関する特例)

第十五条 都の教育委員会は、特別区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替えるものとする。

3 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、第一項の採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定した教科用図書のうち、当該

採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれの種目につき一種の教科用図書を採択する。

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、前項の採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定された教科用図書のうち、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれの種目につき一種の教科用図書を採択する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行

(発行者の指定)

第十八条 文部大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第七十七条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づ

き、教科用図書発行者として指定する。

一次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百三十三

八条若しくは第二百三十三條の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 前項の指定を受けようとする者は、文部省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第十九条 文部大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該

当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて同条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

(検査及び報告等)

第二十条 文部大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その職員に教科用図書発行者の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は教科用図書発行者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

(臨時措置法との関係)

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、こ

の章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、

小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む)において使用する教科用図書については昭和三十三年三月三十一日、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)においては昭和四十三年三月三十一日までの間は、適用しない。

(適用除外)

2 昭和三十一年度(義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

(経過規定)

3 昭和三十一年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三十一条「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五十一条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

5 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「目録」の下に「(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)」を加える。

第七十一条第一項中「私立の学校の長に、」の下に「採択した」を加える。

第九十一条次の一号を加える。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

6 昭和三十一年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正

後の教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第六十一条第一項の規定中「目録」(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

(文部省設置法の一部改正)

7 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、

中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ)において使用する教科用図書の発行者の指定を行なうこと。

十二の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行なうこと。

第八十一条第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定に関すること。

十三の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に関すること。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

8 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の次に次の一号を加える。

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第十九条の規定により文部大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」を「第二号から第六号まで」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

10 当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けな

いこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第

教科用図書の無償給付及び給与に関する調査と重要事項を調査審議すること。

に改める。

教科用図書の無償給付及び給与に関する調査と重要事項を調査審議すること。	臨時義務教育教科用図書無償給付制度調査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基づき文部大臣の諮問に基き義務教育諸学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部を含む)において使用する教科用図書の無償に関する調査と重要事項を調査審議すること。
-------------------------------------	----------------------	--

百四十四号) 第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

11 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。

第二条各号列記以外の部分中、「同法第二十一條第一項(同法第四十條で準用する場合を含む)の教科用図書以下「教科用図書」という。若しくはその購入費を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費」を削る。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

12 当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号) 第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十一年法律第六十号) 附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒

に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二條各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一條第一項(同法第四十條で準用する場合を含む)の教科用図書(以下「教科用図書」という)若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(成瀬幡治君外四名発議)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(使用者の義務)
第三条の二 勤労青年を使用する者は、勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し

不当に不利益な取扱いをしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年の労働時間その他の労働条件について、労働時間の短縮その他の方法により、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障がないように特に配慮しなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を、「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。」の下に「及び事務職員その他の職員(本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。)」を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を、「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七条中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改める。

附則

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するに当たっては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例

の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるときは、当該手当を受けるときに必要経費の結果が生じないよう必要経費の結果を当該条例において定めなければならない。

この法律施行に要する経費は、総額約一千九百万円(平年度)の見込みである。

三月十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校振興会法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月七日)

三月十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、美術振興に関する請願(第一五五号)(第一七〇九号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)(第一八四七号)

一、文化財に対する虫歯害の駆除予防に関する請願(第一五五六号)(第一八四七号)

一、社会教育施設建設費等の補助強化に関する請願(第一五六六号) 一、へき地教育振興法の一部改正に関する請願(第一六〇二号)(第一六〇三号)(第一六〇四号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二三号)(第一七二三号)

号)(第一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号) 一、教職員の定員増、義務教育無償及び高校全員入学等に関する請願(第一六〇五号)

一、高校進学希望者の全員入学等に関する請願(第一六〇六号)

一、学校図書館法附則第二項改正等に関する請願(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三二号)(第一七三三号)(第一七三三号)(第一七三三号)(第一七三三号)(第一七三三号)

一、高校全入等に関する請願(第一七四〇号)(第一七四一号)(第一七四二号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)(第一八五〇号)

一、教育予算増額に関する請願(第一七四三号)

一、高校全入及び義務教育無償等に関する請願(第一八四八号)(第一八四九号)(第一八五〇号)

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(第一八五二号)(第一八五三号)(第一八五四号)(第一八五五号)(第一八五五号)(第一八五五号)(第一八五五号)(第一八五五号)(第一八五五号)(第一八五五号)

一、八六二号)(第一八六三号)(第一八六四号)(第一八六五号)(第一八六六号)(第一八六六号)(第一八六六号)(第一八六六号)(第一八六六号)(第一八六六号)

号)(第二〇六八号)

一、事務職員を義務制小、中学校に
必置とするための学校教育法の一
部改正に関する請願(第二一五二
号)

第一五五五号 昭和三十八年三月
一日受理

美術振興に関する請願

請願者 東京都港区芝三田南寺
町一〇書道共励会内
林政方

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同
じである。

第一七〇九号 昭和三十八年三月
二日受理

美術振興に関する請願

請願者 神奈川県平塚市須賀三
八七社団法人日展委嘱
警道奨励会内 田中真
治

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同
じである。

第一八四五号 昭和三十八年三月
四日受理

美術振興に関する請願

請願者 東京都品川区上大崎三
ノ三六 高塚健二

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同
じである。

第一八四七号 昭和三十八年三月
五日受理

美術振興に関する請願

請願者 東京都品川区西大崎四
請願者

ノ七八〇 豊道慶中

紹介議員 北島教真君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同
じである。

第一九五六号 昭和三十八年三月
六日受理

美術振興に関する請願

請願者 東京都新宿区弁天町八
〇 岩田藤七

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同
じである。

第一五五六号 昭和三十八年三月
一日受理

文化財に対する虫歯害の駆除予防に関
する請願

請願者 札幌市宮ヶ丘四七四北
海道神社庁内 佐伯芳
彦外八名

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第四四五号と同じ
である。

第一八四六号 昭和三十八年三月
四日受理

文化財に対する虫歯害の駆除予防に関
する請願

請願者 埼玉県大宮市高島埼玉
県神社庁内 山田勝利
外十二名

紹介議員 北島教真君

この請願の趣旨は、第四四五号と同じ
である。

第一五八六号 昭和三十八年三月
一日受理

社会教育施設建設費等の補助強化に関
する請願

する請願

請願者 宮崎県都市議会議長
西川貢一

紹介議員 平島 敏夫君

公立公民館、図書館等の社会教育施設
の建設あるいは設備費については、予
算の範囲内において国庫補助がなされ
る旨規定されているが、現実には公民
館については、一館百万円、県下で
一、二箇所しか認可されない上、起債
についても残額の七割以下というばく
然としたため方がなされており、また
図書館にいたっては国庫補助について
その獲得はほとんど困難な状態であ
り、起債についてもこれが承認は至難
の現状である。国においても人づくり
の重要性が強くさげばれている今日、
人づくりの場としての公民館、図書館
等の建築整備については、補助わくの
拡大、補助率の引上げその他補助の強
化について特段の配慮をせられたいと
の請願。

第一六〇二号 昭和三十八年三月
一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 秋田県能代市向能代
伊藤弘

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一六〇三号 昭和三十八年三月
一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 長崎県佐世保市有徳町
二 田中康正外九百九

十八名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一六〇四号 昭和三十八年三月
二日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 神奈川県津久井郡津久
井町中野六一六 高城
明夫外四千四百五十四
名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七二七号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市南三条西十二丁
目 山根敬

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七一八号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市平岸木の花団地
十一号 池端浩一

紹介議員 米田 敬君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七一九号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市南三条西十二丁
目 高木泰

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市南三条西十二丁
目 高木泰

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七二〇号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市南三条西十二丁
目 稲童丸優

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七二二号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市北三十条西五丁
目 鈴木俊男

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七二三号 昭和三十八年三月
四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する
請願

請願者 岩手県花巻市駅前大通
り 小原淳

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同
じである。

第一七二三号 昭和三十八年三月四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 秋田市保戸野 本田尚
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一七二四号 昭和三十八年三月四日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 名古屋市中区横代官町
紹介議員 近藤信一君
この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一七二五号 昭和三十八年三月四日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 愛知県岡崎市巾島町
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一七二六号 昭和三十八年三月四日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 神奈川県三浦市三崎町
紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一六〇五号 昭和三十八年三月二日受理

教職員の定員増、義務教育無償及び高
校全員入学等に関する請願
請願者 山形県天童市大字蔵増
六八二 後藤武雄外五
万三千八百八十三名
紹介議員 米田 勲君
教職員の定員増、義務教育無償及び高
校全員入学のため、(一)昭和四十二年
度の小、中学校学級編成基準を四十名
とする教員組合の五箇年計画に基づい
て、さしあつて昭和三十八年度の学
級編成基準は小、中学校四十八名とす
ること、(二)教職員の学校配置基準を
改善し、教職員の勤務をなくし、教育
研究時間を大幅に確保すること、(三)
学校寄付、教科書代、入学金などの負
担を軽くし、経費は国や県でまかなう
こと、(四)進学希望者は全員入学でき
るよう、公立高校の学級、学校を増設
すること、等の実現を期せられたいと
の請願。

第一六〇六号 昭和三十八年三月二日受理
高校進学希望者の全員入学等に関する
請願
請願者 宮城県仙台市富沢字海
老沢一八〇八 佐々木
一洋外千六百八十八名
紹介議員 成瀬 幡治君
教育の父母負担を全廃し、希望者の高
校全員入学を実現するため、(一)施設、
設備、定員を大幅にあふやすこと、(二)働く
青少年の高校進学のため、就業時間内
有給通学制を実現すること、(三)奨学資

金を大幅にあふやすこと、(四)四十名以下の
学級定員を早急に実現すること、(五)
義務教育学校の教科書無償を実現する
こと、(六)その他教育費の税外負担を全
廃すること等の措置を講ぜられたいと
の請願。

第一七二七号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 札幌市南十八条西六丁
目北海道札幌南高等学校
校内 小野謙次
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七二八号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 秋田市平形中野台秋田
県立秋田高等学校校内
村岡一郎
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七二九号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 千葉市市場町千葉興教
育庁社会教育課内千葉
県PTA連絡協議会内
佐藤 信平
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三〇号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 千葉県習志野市鷺沼町
一ノ四二〇習志野市立
習志野高等学校校内 山
口久太
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三一号 昭和三十八年三月四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市岩神町第
三中学校内 斎藤作次
紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三二号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三三号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三四号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 京都市下京区七条小学
校内京都府学校図書館
協議会内 井内竜三
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三五号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 岡山市浜岡山探山高校
内岡山県学校図書館協
議会内 内藤一人
紹介議員 加瀬 武徳君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三六号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀
県立佐賀高等学校校内佐
賀県高等学校校長協会内
西村芳雄
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三七号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀
県立佐賀高等学校校内佐
賀県高等学校校長協会内
西村芳雄
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三〇号 昭和三十八年三月四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 千葉県習志野市鷺沼町
一ノ四二〇習志野市立
習志野高等学校校内 山
口久太
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三一号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市岩神町第
三中学校内 斎藤作次
紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三二号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三三号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三四号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 京都市下京区七条小学
校内京都府学校図書館
協議会内 井内竜三
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三五号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 岡山市浜岡山探山高校
内岡山県学校図書館協
議会内 内藤一人
紹介議員 加瀬 武徳君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三六号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀
県立佐賀高等学校校内佐
賀県高等学校校長協会内
西村芳雄
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

請願者 静岡市追手町二四六番
岡県校長協会内 鈴木
正孝君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三四号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 京都市下京区七条小学
校内京都府学校図書館
協議会内 井内竜三
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三五号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 岡山市浜岡山探山高校
内岡山県学校図書館協
議会内 内藤一人
紹介議員 加瀬 武徳君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三六号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀
県立佐賀高等学校校内佐
賀県高等学校校長協会内
西村芳雄
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三七号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀
県立佐賀高等学校校内佐
賀県高等学校校長協会内
西村芳雄
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三〇号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 千葉県習志野市鷺沼町
一ノ四二〇習志野市立
習志野高等学校校内 山
口久太
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三一号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市岩神町第
三中学校内 斎藤作次
紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三二号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三三号 昭和三十八年三月四日受理
学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願
請願者 群馬県前橋市南曲輪町
桃井小学校内群馬県小
学校長会内 加藤守善
野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

ある。

第一七三七号 昭和三十八年三月
四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願者 長崎市興善町二〇長崎
市立新興善小学校内長
崎県PTA連合会内
長島達吉外一名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三八号 昭和三十八年三月
四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願(二通)
請願者 神戸市生田区中山手通
四丁目神戸市立山手小
学校内 小野田保外一
名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七三九号 昭和三十八年三月
四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する
請願(二通)
請願者 広島市出汐町三ノ割八
二七広島県広島皆実高
等学校内 木村二郎外
一名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じで
ある。

第一七四〇号 昭和三十八年三月
四日受理

高校全入等に関する請願

請願者 福岡県北九州市門司区
大里新生町 中藤統子
外四千六百二十名

紹介議員 林 虎雄君

子どもは日本の未来であり、私たちの
明日の希望である。日本国憲法は、子
どもたちの義務教育を国家が無償で保
障することを明示しており、教育基本
法は「すべての国民はひとしくその能
力に應ずる教育を受ける機会を与えら
れなければならない」と教育の機会均
等を定めている。しかるに終戦直後の
ベビーブームによつて昭和三十八年か
ら四十年は高等学校進学予定者が激増
することになつていゝにもかかわら
ず、高校進学希望者の全員入学対策は
おろか高校急増対策も遅々として進ま
ず多くの中学浪人を生むことは現状で
は必至の情勢であるから、(一)進学希望
者が全員入学できるように高校の施設設
備を国庫の負担で大幅に増加すること、
(二)定時制高校を充実して働く青年
に就学の機会を与えること、(三)奨学資
金制度を完備しただれでも高校に入れ
るようにすること、(四)教科書値上げをや
め直ちに義務教育諸学校の教科書無償
配布を実施すること、(五)少し語学級を
解消し教職員の定数を大幅に増加する
こと、(六)いかなる名目のPTA負担も
徴収しないよう法律で禁止するととも
に、憲法や教育基本法に明示された教
育が実施されるよう行政、財政上の処
置を直ちにとること等の実現を期せら
れたいとの請願。

第一七四一号 昭和三十八年三月
四日受理

高校全入等に関する請願

請願者 福岡県甘木市四日町
伊藤慶子外四千二百名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一七四〇号と同
じである。

第一七四二号 昭和三十八年三月
四日受理

高校全入等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町村
山田五九二 吉田市右
エ門外一万名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一七四〇号と同
じである。

第一八五〇号 昭和三十八年三月
五日受理

高校全入等に関する請願

請願者 福岡市田島本町七四四
田中タミ外二千六百名

紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第一七四〇号と同
じである。

第一八五一号 昭和三十八年三月
五日受理

高校全入等に関する請願(二通)

請願者 福岡市吉塚五丁目 上
村実外七千九百九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一七四〇号と同
じである。

第一七四三号 昭和三十八年三月四
日受理

教育予算増額に関する請願

請願者 神奈川県小田原市多右
二二二 原英子外千四

百名

紹介議員 岡 三郎君
憲法及び教育基本法の主旨にのつと
り、教育の機会均等と民主的な教育を
推進するため、教育予算を増額して、
(一)高校進学希望者を全員入学させるた
めの施設、設備を大幅にふやすこと、
(二)少しづつ学級をなくするために児童
生徒の教室定員を切り下げ、教員定
数、教室を大幅にふやすこと、(三)義務
教育費の父母負担を全廃し、とくに教
科書無償、給食費無償の完全実施と教
材費の父母負担をなくすること、等を
実施せられたいとの請願。

第一八四八号 昭和三十八年三月
五日受理

高校全入及び義務教育無償等に関する
請願

請願者 埼玉県本庄市堀田三九
五 高柳富雄外七千二
百五十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じ
である。

第一八四九号 昭和三十八年三月
五日受理

高校全入及び義務教育無償等に関する
請願

請願者 札幌市北一条西七丁目
橋本信子外二千五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じ
である。

第二一五一号 昭和三十八年三月
七日受理

高校全入及び義務教育無償等に関する
請願

請願者 山形県新庄市木合海九
六 八向功外二百二名

紹介議員 森 元次郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じ
である。

請願

請願者 三重県松阪市川井町二
六九五 伊藤修造外四
千九百六十四名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五四号と同じ
である。

第一八五二号 昭和三十八年三月
五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県小野市糠山町
藤原清志外百七十五名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じ
である。

第一八五三号 昭和三十八年三月
五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町
大字沢根 木間俊雄外
三百三十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じ
である。

第一八五四号 昭和三十八年三月
五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 山形県新庄市木合海九
六 八向功外二百二名

紹介議員 森 元次郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じ
である。

第一八五五号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 新潟県南津市大字秋津

一、〇三一 野口喜代 治外三百九十一名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八五六号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 鳥根県松江市春日町三九二 宮部周蔵外二百四十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八五七号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市小林字用人鎌七五 高嶋昭雄外百六十三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八五八号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区汲沢町二、二三四 春日武子

外三百八十一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八五九号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 富山市堀川町三三一 野上伊吉外四百七十七名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六〇号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 鳥根県松江市国尾町三一九 小村武信外七百十名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六一号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 宮城県塩釜市杉ノ入 宮アバート二七号 千葉友子外四百七十名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六二号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市扇ヶ谷 四三四 太田佐喜子外五百七十二名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六六号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 栃木県大田原市大田原 一、八六九 杉沢隆二 外六百七十名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六三三号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市新戸 三、二五五 長谷川敏 大外三百五十五名

紹介議員 豊瀬 植一君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六四号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 鳥根県知夫郡西島町大字美田三、〇七七 室崎保外七百十一名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一八六五号 昭和三十八年三月五日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市扇ヶ谷 四三四 太田佐喜子外五百七十二名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇五六号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市梅園町一 〇五ノ二 谷本豊生外二百六十一名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇五九号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡市川町一 八四ノ一 古家伊太郎 外二百六十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六〇号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市昭和町 一、八四一 大谷昭夫 外二百七十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六一号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県山田郡里田村大字只上九〇八 橋本い 外三百二十六名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六二号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県群馬郡倉淵村大字川浦三、四六二 塚

越文三外三百五十九名

紹介議員 米田 敷君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六三号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 山形県酒田市若竹町三ノ三ノ八 小野寺良子

外三百九十三名

紹介議員 木村 禧八郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六四号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町福住 田口利三外四百八十三名

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六五号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願
請願者 山形県東置賜郡川西町大字上小松一、五九五
片倉静雄外四百九十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六六号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡大河内町川上六五〇 藤原五馬

外六百五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六七号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県栗原郡波賀町有賀 小林盛三外六百五十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二〇六八号 昭和三十八年三月六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町長田三九六 森田岩次

外七百十八名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第二一五二号 昭和三十八年三月七日受理

事務職員を義務制小、中学校に必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 大分県東国東郡武蔵町末広隆爾外千九百二十三名

紹介議員 豊瀬 植一君

学校教育法第二十八条が、「小学校には校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」(第四十条は同条を中学校に準用)となつてゐるため、昭和三十七年五月一日現在においても本校数に對する比較は全国で二九・二パーセントの配置状況であり、また現行定数標準法との比較においても法の標準に達していない県は三十二県の多きにおよび三千名の事務職員が未配置のままに放置され、そのために多くの学校の事務量が教師にふりむけられ、過重労働となつてあらわれてゐるから、これを改正して各校必置とせられたい。又、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の中に事務職員の配置基準が明記されてゐないため、各県まちまちの配置状況になつてゐるから、これを別わくとし配置基準を明記されるよう改正せられると共に、第四十回国会で決議された昭和三十八年度以降五箇年の充足計画について完全実施できるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十八年三月二十六日印刷

昭和三十八年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局